

政令第三百六十号

地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令

内閣は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等（平成二十八年法律第八十六号）の施行に伴い、並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第十八条、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十四条、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条第二項及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第一条 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改め、同条ただし書中「規定は」を「規定は」に改め、「から」の下に「、附則第七条及び第八条の規定は平成三十一年四月一日から

」を加える。

附則第四条第一項中「この項」を「この条」に、「平成二十九年三月から五月まで」を「平成三十一年九月から十一月まで」に改め、「。以下この条において同じ」を削り、同項の表中「二十九年旧地方税法」を「三十一年旧地方税法」に改め、同条第二項から第六項までを削る。

附則第五条の表中「二十九年旧地方税法」を「三十一年旧地方税法」に改める。

附則第六条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「十九分の十」を「十七分の七」に、「十九分の九」を「十七分の七」に改め、同条に次の一項を加える。

2 平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定の適用については、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第一項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第一項の表中「二十二分の十」とあるのは「二十一分の十」と、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第二項及び新令附則第六条の

十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第二項の表中「二十二分の十二」とあるのは「二十一分の十一」とする。

附則第七条のうち予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第十九条第二号の改正規定中「百分の十九・五」を「百分の二十・八」に改める。

附則第八条中「平成二十九年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十年度」に改める。

附則第十条及び第十一条中「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に、「二十九年経過措置対象課税仕入れ」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ」に、「（二十九年経過措置対象課税仕入れ）を」（三十一年経過措置対象課税仕入れ）に改める。

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第二条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の目次の改正規定中「第三十五条

の四の三」を「第三十五条の四の四」に、「第三十五条の四の五」を「第三十五条の四の六」に改め、同令第二章第二節中第三十五条の四の三の次に二条を加える改正規定中「第三十五条の四の三」を「第三十五条の四の四」に改め、第三十五条の四の五を第三十五条の四の六とし、第三十五条の四の四を第三十五条の四の五とし、同令第五十七条の二の三の次に二条を加える改正規定中「第三十五条の四の五第二項」を「第三十五条の四の六第二項」に改め、同令附則第三十二条の改正規定を次のように改める。

附則第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第一条中地方税法施行令附則第三十二条の二の改正規定を次のように改める。

附則第三十二条の二を削る。

第一条中地方税法施行令附則第三十二条の二の改正規定の次に次のように加える。

附則第三十四条を削る。

第一条のうち地方税法施行令附則第三十三条の二の改正規定中「を同条」の下に「とし、同条を附則第三十四条」を加える。

第一条中地方税法施行令附則第三十四条を改め、同条を同令附則第三十五条とする改正規定及び同令附則第三十三条の二の次に一条を加える改正規定を削る。

第六条のうち、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十条の十の改正規定中「第二百十条の十中」の下に「第二百八十二条第一項」を「第二百八十二条第二項」に、「同条第二項」を「同項」に、「」を加え、同令第二百十条の十二第一項の改正規定中「第四百三十三条第一項」を「第四百七十七条の六第一項」に、「自動車取得税に」を「環境性能割に」に、「自動車取得税交付金」を「環境性能割交付金」に「」を「」並びに同法「」を「」、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方税法に改め、「自動車取得税交付金」という。）の下に「並びに平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法第七十七条の六第一項の規定により特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項において「環境性能割交付金」という。）」を加え、「同条第一項及び第三項」を「環境性能割交付金にあつては同項の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項及び同条第三項」に「」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第一条第二号中「次号」を「第四号の三」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第一条中地方税法施行令第三十二条の二第一項第一号及び第三十二条の三第一項第一号の改正規定

平成二十九年四月一日

附則第一条第四号の次に次の三号を加える。

四の二 第六条（第四号の四に掲げる改正規定を除く。）及び附則第十四条第四項の規定 平成三十一年

年四月一日

四の三 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定、同令第六条の十四第二項の改正規定、同令第六条

の二十一の改正規定（同条第二項第一号に係る部分に限る。）、同令第九条の七第七項の改正規定（

「百分の三・二」を「百分の一」に改める部分に限る。）、同条第二十九項の改正規定、同令第二章

第二節中第三十五条の四の四の次に二条を加える改正規定、同章第七節を削る改正規定、同章第六節

中第四十一条の次に一条を加える改正規定、同章第九節を削り、同章第八節を同章第七節とし、同節

の次に一節を加える改正規定、同章第十節を同章第九節とする改正規定、同章第十一節を同章第十節とする改正規定、同令第四十八条の十三第八項及び第三十項の改正規定、同令第五十二条の十八の改正規定、同令第三章第二節の二中第五十二条の十八の次に五条を加える改正規定、同令第五十七条の二後段の改正規定、同令第五十七条の二の三の次に二条を加える改正規定並びに同令第五十八条及び第五十九条の改正規定並びに同令附則第十五条の二の次に四条を加える改正規定、同令附則第三十二条の改正規定、同令附則第三十二条の二を削る改正規定、同令附則第三十四条を削る改正規定及び同令附則第三十三条の二を同令附則第三十四条とする改正規定並びに第九条並びに附則第三条、第四条第二項から第四項まで、第七条第三項から第七項まで、第八条から第十条まで、第十六条第一項、第十七条及び第十八条の規定 平成三十一年十月一日

四の四 第六条中地方自治法施行令第二百十条の十の改正規定及び附則第十四条第一項から第三項までの規定 平成三十二年四月一日

附則第一条第五号中「平成三十年七月一日」を「平成三十三年一月一日」に改め、同条第六号中「平成三十年八月一日」を「平成三十三年二月一日」に改め、同条第七号中「平成三十年十月一日」を「平成三

十三年四月一日」に改める。

附則第三条中「附則第一条第三号」を「附則第一条第四号の三」に改める。

附則第四条第二項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「第七十二条の七十六及び」を「第七十二条の七十六又は」に改め、同項の表第三十五条の四の四の項中「第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の五」に、「百分の二・七」を「百分の二・四」に改め、同表第三十五条の四の五第一項の項中「第三十五条の四の五第一項」を「第三十五条の四の六第一項」に改め、同表第三十五条の四の五第一項の表八月の項の項中「第三十五条の四の五第一項」を「第三十五条の四の六第一項」に、「四月」を「前年度十月」に、「百分の二・七」を「百分の二・四」に改め、同表第三十五条の四の五第一項の表十二月の項及び三月の項並びに第五十七条の二の四の項中「第三十五条の四の五第一項」を「第三十五条の四の六第一項」に、「百分の二・七」を「百分の二・四」に改め、同表第五十七条の二の五第一項の表八月の項の項中「四月」を「前年度十月」に、「百分の二・七」を「百分の二・四」に改め、同表第五十七条の二の五第一項の表十二月の項及び三月の項の項中「百分の二・七」を「百分の二・四」に改め、附則第四条第三項中「平成三十三年度」を「平成三十一年度」に改め、同表第四項中「平成三十一年度」を「平成三

十四年度」に改める。

附則第七条第一項及び第二項中「同条第三号」を「同条第四号の三」に改め、同条第五項中「平成二十
九年度」を「平成三十二年度」に改め、同条第六項中「平成二十九年度」を「附則第一条第四号の三に掲
げる規定の施行の日」に改める。

附則第八条を次のように改める。

(自動車税に関する経過措置)

第八条 平成三十一年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の八第二項の規定
の適用については、同項の表中

八月	十二月
前年度三月における同月において収入すべき環境性能 て収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納 歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控 て同じ。）との差額を、四月から七月までの間に収入 算し、又はこれから減額した額の百分の六十一・七五	八月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入

割の収入見込額と同月において
 に係る環境性能割の還付金を
 除した額。以下この表におい
 した環境性能割の収入額に加
 に相当する額

とあるのは、

当する額

十二月

十月及び十一月において収入した環境
 環境性能割の還付金を歳出予算から支
 額。以下この表において同じ。)の百

性能割の収入額(当該期間内に過誤納に係る
 出した場合には、その支出した額を控除した
 分の六十一・七五に相当する額

とする。

2 平成三十一年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の九第三項において準

八月

前年度三月に

用する新令第四十四条の八第二項の規定の適用については、同項の表中

おける同月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表における差額を、四月から七月までの間に収入した環境性能割の収入額にこれから減額した額を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額

十二月	て収入した環 歳出予算から て同じ。）と 算し、又はこ の合算額
十二月	八月から十一 第一項各号に

とあるのは、

十二月

月までの間に収入した環境性能割の収入額を基礎として計算した次条掲げる金額の合算額

十月及び十一月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合算額

とする。

附則第九条及び第十条中「附則第一条第三号」を「附則第一条第四号の三」に改める。

附則第十四条第一項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「同項」を「同条第二項」に改め、「同条中」の下に「収入額に」とあるのは「収入額（平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。）に」と、「を」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同条第二項中「平成三十年度」を「平成三十三年度」に改め、同条第三項中「平成三十一年度」を「平成三十四年度」に改め、同条第四項中「平成二十九年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十八年度分」を「平成三十年年度分」に、「交付すべき同項」を「交付すべ

き同条第二項」に改める。

附則第十六条第一項中「附則第一条第三号」を「附則第一条第四号の三」に改める。

附則第二十一条を削る。

(予算決算及び会計令の一部改正)

第三条 予算決算及び会計令の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「百分の二十・八」を「百分の十九・五」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正)

第四条 地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

第二百十条の十二第一項中「、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方税法第百四十三条第一項の規定により特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下この項において「自動車取得税交付金」という。）並びに平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法」を「並びに同法」に改め、「、自動車取得税交付金にあつては同項の自動車取得税交付金

の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第四条並びに次条及び附則第三条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

(予算決算及び会計令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第三条の規定による改正後の予算決算及び会計令第十九条第二号の規定は、平成三十二年度以後の年度における財政法第六条に規定する剰余金について適用し、平成三十一年度以前の年度における同条に規定する剰余金については、なお従前の例による。

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定による改正後の地方自治法施行令（以下この条において「新地方自治法施行令」という。）第二百十条の十二第一項の規定は、平成三十二年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）附則第三十五条の規定に

よる改正後の地方自治法第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付すべき同条第二項に規定する特別区財政調整交付金に係る新地方自治法施行令第二百十条の十二第一項に規定する基準財政収入額の算定から適用し、平成三十一年度分までの地方税法等改正法附則第三十五条の規定による改正前の地方自治法第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付すべき同条第二項に規定する特別区財政調整交付金に係る第四条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十条の十二第一項に規定する基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

(地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第四条 地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、地方税法施行令の目次の改正規定中「第三十五条の四の五」を「第三十五条の四の三」に、「第三十五条の四の六」を「第三十五条の四の四」に改め、同令第二章第二節中第三十五条の四の五を第三十五条の四の六とし、第三十五条の四の二から第三十五条の四の四までを一条ずつ繰り下げ、第三十五条の四の次に一条を加える改正規定中「第三十五条の四の五を第三十五条の四の六」を「第三十五条

の四の三を第三十五条の四の四」に、「から第三十五条の四の四までを一条ずつ繰り下げ」を「第三十五条の四の三とし」に改め、同令第五十七条の二の五第二項の改正規定を削る。

附則第一条第七号中「第三十五条の四の五を第三十五条の四の六」を「第三十五条の四の三を第三十五条の四の四」に、「から第三十五条の四の四までを一条ずつ繰り下げ」を「を第三十五条の四の三とし」に、「同令第四十八条の九の十八」を「及び同令第四十八条の九の十八」に改め、「及び同令第五十七条の二の五第二項の改正規定並びに附則第十条の規定」を削る。

附則第十条を削る。

理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方消費税率引上げの実施時期の変更に対応した必要の規定の整備を行うとともに、法人住民税の法人税割の税率の引下げの実施時期及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の廃止時期の変更並びに自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更に対応した必要の規定の整備を行う必要があるからである。